

贈与税の役割に関する一考察

——格差の是正と経済の活性化——

荻 窪 正 寛

目 次

はじめに	
第 I 章 贈与税の概要	
第 1 節 贈与の意義	
第 2 節 相続税の補完税としての贈与税	
第 3 節 贈与税の課税方式	
第 4 節 贈与税の沿革	
第 II 章 暦年課税制度	
第 1 節 制度の内容	
第 2 節 制度の有用性	
第 3 節 制度の問題点	
第 4 節 贈与財産の取得の時期が争点となった事例（名古屋高裁平成 10 年 12 月 25 日判決）	
第 5 節 被相続人が生前において推定相続人の債務を返済したことは、生前贈与によるのか立替であるかが争点となった事例（静岡地裁平成 17 年 3 月 30 日判決）	
第 III 章 相続時精算課税制度	
第 1 節 制度の内容	
第 2 節 制度の有用性	
第 3 節 制度の問題点	
第 IV 章 贈与税の役割に関する一考察	
第 1 節 相続税の補完税	
第 2 節 資産移転の促進	
第 3 節 生前贈与加算の拡張	
第 4 節 生前贈与加算における基礎控除相当額の加算除外	
おわりに	

法令等の略称

本論文において法令を略称にて表記する場
合については、以下のとおりとする。

(1) 法令	
相法……………相続税法	
相令……………相続税法施行令	
相規……………相続税法施行規則	
措法……………租税特別措置法	
措令……………租税特別措置法施行令	
措規……………租税特別措置法施行規則	
(2) 条文の符号	
1, 2……………条の番号	
③, ④……………項の番号	
五, 六……………号の番号	
(3) 通達	
相基通……………相続税法基本通達	
措 通……………租税特別措置法関係通達	

はじめに

平成 25 年度の日本税理士会連合会の税制審議会に対する諮問は「贈与税の機能と資産課税における役割について」というものであった。

「近年におけるわが国の資産課税の動向をみると、相続税の課税強化を行う一方で、贈与税については負担を軽減するという傾向が見られます。この点が顕著になったのは、平成 25 年度の税制改正であり、直系尊属からの贈与に係る贈与税の税率構造を緩和するとともに、教育資金を一括贈与した場合の非課税措置が創設され、相続時精算課税制度における贈与者と受贈者の範囲の拡充などが行われました。

贈与税に関するこれらの改正は、高齢者が保有する資産を若年世代に早期に移転させ、その有効活用を通じて経済の活性化を図るという政策目的によるものと考えられます。

しかしながら、贈与税は、従来から相続税の補完税として位置付けられ、富の再分配を担ってきたところです。このような贈与税の性格を考慮すると、上記のような税制の動向は、その機能や役割を放棄することとなり、本来の税のあり方に逆行しているのではないかという疑問が生じるところです。また、高額な資産を有する者に優遇措置を講ずることは、格差の固定化を助長させるのではないかという懸念も生じるところです。

これらを勘案すると、資産課税における贈与税の位置付けを明確にするとともに、相続税との関係や政策税制としての意義及び必要性など、さまざまな観点から贈与税のあり方を再度検証する必要があると思われます。

そこで、現下の経済・社会情勢を踏まえ、資産の移転に対する税制として贈与税はどうあるべきか、現行制度における個別事項を含め、その問題点とあり方を検討していただきたく、貴審議会に諮問します。¹⁾

贈与税のあり方を検討する際に、重要となる観点として、若年世代への資産移転の促進による「経済の活性化」と、相続税が有している富の再分配機能を補完することによる「格差の是正」という2つの効果がある。これは、一方の効果を優先すれば、もう一方の効果が薄れる、というものであり、贈与税において、これまでも議論がされてきている点である。

そのような中、わが国の税制は、少子高齢化の進行、多額の金融資産を有する高齢者の著しい増加を考慮し、「経済の活性化」にシフトする税制へと移行していく傾向にある。しかしながら、上記諮問にあるように、贈与税の従来の機能、果たしてきた役割は「格差の是正」であり、この時代の変革期において、今一度この贈与税の果たすべき役割について検討することは必要なことと考えられる。

多額の金融資産を有する高齢者が著しく増加している現在において、生前贈与によりその資産を早期に若年世代に移していくことが、経済を活性化するために必要なことであることは間違いないといえることができる。しかしながら、生前贈与による過度な格差の増大は避けなければならない。この両面の調整を図る役割を贈与税という税目は有している。つまり、贈与税の課税を緩めれば、生前贈与は促進されるが、格差は増大することとなる。一方、贈与税の課税を強化すれば、格差の是正を図ることはできるが、生前贈与は抑制されてしまう。

このように、贈与税について検討を行う場合には、この「経済の活性化」と「格差の是正」の2つの効果を考慮することが必要となる。

一方、現行の贈与税の課税方式は、暦年課税制度と相続時精算課税制度の2つの制度の選択適用となっている。これらの制度は、それぞれに優れた点、問題点を有しており、それぞれの制度について、上記の2つの効果、さらには理論上の観点、社会状況、税務執行上の観点等を総合的に勘案する必要がある。

そのため、贈与税について検討を行うためには、総合的な視野に立って、2つの効果、2つの課税方式について検討を行うことが必要となる。

贈与という行為は、親族間において行われることが主であり、その場合、第三者が介在しない取引となるため、その行為は潜在化しやすい。それ故に、その行為に課される贈与税は、課税上のトラブルも少なくない税目である。しかしながら、我々の生活において非常に身近な行為でもあり、その点について、よりよい税制を検討することは、非常に重要なことであると考えられる。

本論文においては、この贈与税について整理し、よりよい税制となるよう、総合的に検討を行いたいと考えている。

第I章 贈与税の概要

本章においては、贈与税について検討を行うため、贈与の意義、贈与税とその課税方式、そしてその沿革について確認していくこととする。

第1節 贈与の意義

まずここでは、贈与税の課税原因となる「贈与」の意義について確認することとする。「相続税法上の贈与税の課税要件事実である『贈与』については、税法上格別の定義はない」²⁾ものとされ、「相続税法上の『贈与』については、一般的に民法の贈与と同意義に解されている」³⁾ため、相続税法における、贈与税の課税原因となる贈与とは、民法の借用概念である。

民法第549条において、「贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方と与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる」と定められている。つまり、贈与とは、贈与者の財産を与えるという意味の表示だけでなく、受贈者がそれを受諾する、双方の意思の表示があってはじめて、その効力が発生する行為である。そのため、名義預金でみられるように、受贈者がその贈与者の意思を認識していない場合には、一方のみの意思表示であるため、贈与という行為は成立していないことができる。

また、贈与とは、無償による財産の移転であることから、一般的に、親族間におけるものが想定される。第三者に対して無償で財産を譲るということは、考えにくいためである。そのため、その意思表示は当事者間においてのみ行われることが多く、その意思表示を示す客観的な証拠が少ない、という特徴を有している。同様に、その意思表示が示された時期も曖昧となることが多いのである。

第2節 相続税の補完税としての贈与税

「贈与税は、贈与によって財産が移転する機会に、その財産に対して課される租税であっ

て、相続税の補完税の性質をもつ。」⁴⁾ものである。相続税は被相続人から相続人への、相続又は遺贈による財産の移転に対し、課される租税であるが、贈与税は、この被相続人の生前中に行われる財産の移転に対して課される「相続税」ということができる。そのため、贈与税は相続税を補う役割を担う、補完税となるのである。もし贈与税がなかったとした場合、生前贈与を行うことによって、相続税の租税回避を図ることができてしまうのである。

そこで、贈与税をどのように課税するかが重要となるのであるが、この贈与税の税率の設定方法によっても、補完税としての贈与税のあり方が異なることとなる。

具体的に、贈与税の税率を相続税よりも高く設定した場合、生前贈与を抑制し、財産の移転を相続の時点まで遅らせることができるため、相続時に相続税を課することができる。また、贈与税の課税漏れが生じるリスクをあらかじめ織り込んで、その分を税率に上乘せし、贈与税の税率を高く設定する、という考え方もある。現行の暦年課税制度は、この分類にあてはまるものである。相続税よりも基礎控除を低くし、税率も累進性の高いものとすることにより、生前贈与による資産移転の抑制を図り、この補完機能を果たす制度となっているのである。

一方、贈与税の税率を相続税よりも低く設定した場合、生前贈与は促進され、早期に若年世代への財産移転が可能となり、経済の活性化を図ることができる。しかしながら、財産の移転に対する課税が徹底されないため、相続税の有する、富の再分配機能が弱まることとなる。

また、贈与税に対する税負担を相続税と同等とした場合、理論上、財産の移転に対して中立な税制となり、生前贈与を選択するか、相続時まで財産移転を遅らせるか、という時期の選択について、租税の影響は少なくなることとなる。そのため、それぞれの親族間における個別的事情に則した財産移転を図ることができる。しかしながら、この方法を実現するためには、相続税と贈与税の一体化が必要であり、執行上

の課題が生じることとなる。

第3節 贈与税の課税方式

贈与税の課税方式は、いくつかの方法が考えられる。贈与税の役割を検討するにあたり、ここでは、その主なものについて、その特徴、具体例をまとめることとする。

A. 累積課税方式

累積課税方式とは、相続税と贈与税の一体化を図った計算方式である。相続税の課税の対象となる財産は、被相続人が相続時に有していた財産だけではなく、被相続人が生前に他の者に贈与した財産も含まれることとなる。つまり、累積課税とは、贈与財産を含めたすべての財産を累積して計算することをいうのである。

(1) 一生累積課税方式

一生累積課税方式とは、累積課税方式の一形態であり、被相続人がその生涯にわたり贈与したすべての財産を含めて、累積課税する方法をいう。結果として、生前贈与があった場合となかった場合のそれぞれの相続税の額は、完全に一致することとなる。

代表的な例として、シャウプ税制における累積取得税方式、現行の相続時精算課税制度、アメリカにおける遺産税・贈与税制が挙げられる。

(2) 一定期間累積課税方式

一定期間累積課税方式は、一生累積課税方式と同様に、累積課税方式の一形態である。一生累積課税方式と異なる点は、一定期間の累積課税となるため、被相続人が相続開始前の一定期間内に行った贈与財産についてのみ、累積課税を行う、というものである。

我が国の暦年課税制度における相続開始前3年以内の生前贈与加算は、この一定期間累積課税方式の一例といえることができる。

また、イギリス、ドイツ、フランスの税制も、一定期間累積課税方式といえることができるが、その累積する期間はそれぞれ、7年、10年、

10年となっている。

B. 贈与税のみの累積課税方式

贈与税のみの累積課税方式とは、相続税と贈与税をそれぞれ個別の税目として計算する方法である。相続税については、被相続人が相続時に有していた財産についてのみ課税の対象として計算を行い、贈与税については、累積課税であるため、生前に贈与した財産を累積して計算することとなる。

ちなみに、原則的には、相続税と贈与税は別の税目として計算することとなるが、多くの場合、生前贈与加算の制度を設けることにより、一定期間において、相続税と贈与税の一体化が図られている。つまり、「贈与税のみの累積課税方式」と相続税と贈与税を一体化した「一定期間累積課税方式」が併用されているのである。

(1) 一生累積課税方式

贈与税のみの累積課税方式における一生累積課税方式とは、その贈与者が行った生前贈与については、その者の生涯にわたる贈与について累積して計算する方法である。

代表例としては、我が国におけるシャベル勧告に基づく課税方式が挙げられる。ちなみに、この場合も、前述のとおり、生前贈与加算は2年と定められており、一定期間については、相続税と贈与税の一体化が図られていたのである。

(2) 一定期間累積課税方式

贈与税のみの累積課税方式における一定期間累積課税方式とは、その贈与者が行った生前贈与について、一定期間内に連続して行われた贈与について累積して計算する方法である。

代表例としては、我が国において、昭和33年に導入され、昭和50年に廃止された、贈与税の3年間累積課税制度が挙げられる。これは同一人からの3年以内の贈与財産は、これを累積して贈与税を課税する制度であり、生前贈与加算3年の制度が同時に規定されていた。

C. 暦年課税方式

暦年課税方式とは、相続税と贈与税をそれぞれ個別の税目として計算する方法である。相続税については、被相続人が相続時に有していた財産についてのみ課税の対象として計算を行い、贈与税については、生前に贈与した財産を一暦年ごとに合計して計算することとなる。

具体例としては、我が国における現行の暦年課税制度が挙げられる。こちらも、贈与税のみの累積課税方式と同様に、生前贈与加算の制度を設けることにより、一定期間において、相続税と贈与税の一体化が図られている。

第4節 贈与税の沿革

相続税の補完税であるという、贈与税の性質上、我が国においても、贈与税の課税方法の変遷は、相続税の変遷に応じたものとなっている。

わが国の相続税・贈与税に係る税制は、大きな節目として、次の点が挙げられる。

第1の節目は、1905（明治38）年に日露戦争の戦費調達を目的として相続税が創設されたときである。第2の節目は、1947（昭和22）年にシャベル勧告に基づき改正が行われたときである。このときに、相続税と分離して贈与税が創設され、賦課課税制度から申告納税制度へ移行している。第3の節目は、1950（昭和25）年におけるシャープ勧告に基づき改正が行われたときである。このときに、相続税と贈与税を一体化した、一生累積課税制度が導入されている。しかし、税務執行上困難であるとして、導入後数年で廃止されることとなる。第4の節目として、1958（昭和33）年の改正により、現行制度の法定相続分課税方式による遺産取得課税方式が導入された。そして、2003（平成15）年に相続時精算課税制度の導入が行われた。

第二章 暦年課税制度

第1節 制度の内容

現行の制度における贈与税の課税方式は、原則的に、暦年課税方式であり、具体的には次の

ような計算方法である。

「1暦年中に贈与を受けた財産で課税対象となるものの額を合計して贈与税の課税価格を計算し、この課税価格から基礎控除及び贈与税の配偶者控除の額を控除した残額に贈与税の税率を乗じて贈与税の額を算出する。」⁵⁾

また、「贈与税の課税価格から控除される基礎控除は60万円であるが、臨時的な措置として平成13年の改正で110万円に引き上げられている。」⁶⁾

また、現行の税制は、相続税と贈与税の二本立ての税制となっているが、相続開始前3年以内に被相続人より贈与により受けた財産については、相続財産として加算し、相続税が課されることとなる。

第2節 制度の有用性

暦年課税制度（以下、本章において、「本制度」という）は、「贈与を受けた年ごとに課税が完結するため、執行が容易であり、徴税コストの削減にも寄与するというメリットがある。」⁷⁾

特に、若年世代への財産移転を促進する観点から、相続税の補完税としての機能を弱めることが適当であるとの考え方に基づく場合、本制度の有用性はより際立ったものとなる。

生前贈与加算の対象とならない、「相続税の課税に取り込まれない生前贈与については、相続税の補完という考え方を捨象し、贈与税のみで課税関係を完結させることが適当である。」⁸⁾として、補完機能と切り離して贈与税を検討する視点にシフトするとき、毎年課税が完結するという本制度が、執行上容易であるという便宜的な有用性だけでなく、理論的にも問題のない制度となるように考えられる。

また、本制度は、毎年課税が完結するという特徴を有しながら、補完機能を維持するため、相続税よりも非常に高い税率が設定されている。しかしながら、上記のとおり相続税の補完税という観点を切り離した場合、税率を軽減し、財産移転を促進する税制へと移行することも可能となるのである。

第3節 制度の問題点

本制度においては、除斥期間（現行6年）の経過により贈与税の課税漏れが生じてしまう問題が挙げられる。これは贈与税の課税上、納税者と課税庁との間で特に争いとなりやすい問題であり、贈与事実の認定と贈与の時期に係るものである。名義預金や立替金のように、生前贈与が行われ贈与税の課税対象とするべきか、生前贈与は認められず相続財産に含めるべきか、が争われるのである。贈与税の除斥期間が経過し、贈与税の課税が漏れている場合に、生前贈与があったものと認められてしまうと、その資産の移転について課税がなされないこととなってしまうのである。贈与という行為は親族間で行われることが主であり、その事実が潜在化しやすいという特徴を有している。そのため、この除斥期間の経過による課税漏れの問題は生じやすく、争いとなりやすいのである。

この点については、裁判例をもとに、具体的に考察することとする。

第4節 贈与財産の取得の時期が争点となった事例（名古屋高裁平成10年12月25日判決）

贈与税の課税を免れるために、公正証書により贈与契約を締結し、除斥期間の経過後に不動産移転登記を行った事例である。この場合の贈与の時期が、公正証書による贈与契約の締結時であるか、登記時点かが争点となった。

本件では、納税者が除斥期間の経過による贈与税の負担の回避を意図して、登記等の顕現行為がなければ贈与という契約はその事実の把握が困難であることを知ったうえで、あえて登記を遅らせたのである。しかしながら、判決においては、登記時にその贈与が行われたものと判断された。結果として、本件の贈与については、贈与税の課税が行われることとなったのである。

一方、現金のような登記等の対象とならない財産については、第三者や課税庁がその時に事実を把握することは困難である。相続税に係る

調査の際に把握される事例もあるが、その際には既に除斥期間を経過していることもあり、ここに現行の税制における限界があるものと考えられる。

第5節 被相続人が生前において推定相続人の債務を返済したことは、生前贈与によるのか立替であるかが争点となった事例（静岡地裁平成17年3月30日判決）

被相続人が生前において推定相続人の債務を返済したことは、生前贈与によるのか立替であるかが争点となった事例である。父親が生前に3人の子の債務32億円の返済を行ったことにつき、贈与税の納税はされなかったものの、課税庁が把握した時点では除斥期間が経過していたものである。この債務の返済が立替金であれば、相続税が課されることとなったものの、贈与と認定されたため、課税漏れとなった。

現金等の財産の移転は、不動産のような登記情報により把握する方法もないため、潜在化しやすいものと考えられる。また、財産移転後費消していなければ、名義預金等のように事実認定による課税の余地は残るものと考えられるが、財産移転後費消してしまった場合の立替金への事実認定は難しいものといえることができる。

第三章 相続時精算課税制度

第1節 制度の内容

相続時精算課税制度（以下、本章において、「本制度」という）は、平成15年の税制改正により設けられた制度である。それまでの贈与税は、相続税の補完税としての機能が重視されていたのであるが、高齢化の進展に伴い、資産移転を円滑にすることによる経済の活性化を図るため、本制度が設けられることとなったのである。

そのため、その目的は、「高齢化の進展に伴い、相続による次世代への資産移転の時期が従来よりも大幅に遅れてきていること、高齢者の

保有する資産の有効活用を通じて経済社会の活性化にも資するといった社会的要請を踏まえ、生前における贈与による資産移転の円滑化に資すること⁹⁾とされているのである。

本制度が暦年課税制度と異なるのは、一生累積課税方式であることである。本制度の適用を受けた受贈者（相続時精算課税適用者）が生前贈与により、適用の対象となる贈与者（特定贈与者）から贈与により取得した財産についてはすべて、特定贈与者の相続財産として相続税を課税する、相続税と贈与税の一体化が図られた制度となっているのである。そのため、相続税の基礎控除の額に準じた2500万円の特別控除額があり、税率は一律20%となっており、暦年課税制度と比較をすると、贈与税としての税負担は軽減されている。この点に資産移転の円滑化に資するとの目的が反映されているのである。

しかしながら、この贈与税はあくまで相続税の前払いの性格のものであり、特定贈与者の相続の際に、適用を受けた贈与財産のすべてが相続財産に加算され、相続税が計算されることとなる。その相続税から贈与税相当額を控除した金額が相続税の納付額とされることとなる。

そのため、贈与税単独では税負担が軽減されるが、相続税と贈与税の合計額では、暦年課税制度よりも税負担が重くなる可能性も十分にあるものとなっている。つまり、暦年課税制度は、主として贈与税により生前贈与に係る課税は完結するのであるが、本制度においては、すべての生前贈与が相続財産として相続税が課されるのである。

第2節 制度の有用性

本制度は一生累積課税方式であるため、相続税と贈与税が一体化されているというのが特徴である。そのため、相続税の補完税としては、最も理論的に整合性を有したものであるといえる。

前述の判例にあったように、贈与税の除斥期間経過による課税漏れの問題については、本制

度においては、贈与税が課されなくとも、相続税の課税対象として課税することができるため、その解決を図ることができると考えられる。

「贈与税課税の争いとなりやすいものは、贈与事実の認定、贈与の時期についてである。この点については、相続時精算課税制度の適用を受ける場合には、その後の贈与には全て相続時精算課税が適用され、相続時に相続税の課税価格に含まれることとなるため、暦年課税の下における除斥期間と贈与事実の認定、贈与の時期の間で生じる問題について、制度上できる限りの対応がなされていると考えられる。」¹⁰⁾

一方、本制度の適用者にとっての有用性という点においては、まず、時価の上昇が見込まれる財産を早期に移転する場合は考えられる。本制度が適用された贈与財産は、相続税の計算上、贈与時の価額によって相続財産に加算されるため、贈与時よりも相続時の時価が高い財産については、税負担を抑える効果を有しているのである。特に、自社株式を後継者に譲る際に活用することで、後継者の意欲を高める効果も考えられる。後継者の働きにより会社の価値を高めれば高めるほど、税制上優位となると考えられるためである。

また、収益物件のように、その所有者に帰属する安定的な収益が見込まれる財産について、2500万円の特別控除額や一律20%の税率を特徴とする本制度の適用により、早期に移転を図ることにより、その収益分の税負担を抑える効果を有している。

最後に、相続財産の総額が、相続税の基礎控除以下となることが見込まれる場合には、相続税で取り戻されることがなく、贈与税の負担も少ないため、税負担を気にすることなく、早期の財産移転を図ることができる。

第3節 制度の問題点

本制度は、平成15年度に導入されたものであり、その歴史が浅いこと、届出書の提出により選択をした納税者にのみ適用される制度であることから、導入事例は比較的少ないものと考

えられ、裁判例は見当たらない。

しかしながら、この制度の特徴を考慮すると、次の通り、多くの問題点があるものと考えられる。

A. 法定相続分課税方式の有する問題点の増幅

現行の相続税の課税方式は、法定相続分課税方式である。この課税方式の抱える問題点として挙げられるのが、取得した財産の価額が同等であっても、被相続人の遺産の価額が異なれば、その負担する税額も異なってしまうことである。租税は担税力に応じた負担を求めべきとの観点からすると、不公平な結果をもたらす側面を有している。

本制度は、この法定相続分課税方式が有している問題点をさらに増幅してしまう効果を有している。

この制度の適用を受けた場合、その適用者が取得した受贈財産はすべて相続財産として加算される。そのため、適用を受けていない場合には加算されなかった財産が、適用を受けることにより相続税の対象となり、加算される財産が増えることとなる。そして、他の相続人がこの制度を適用するかどうかにより、取得する財産は同じであっても、負担する税額は異なることになってしまうのである。

B. 税務執行上の問題

本制度は、一生累積課税方式である。この一生累積課税方式の有する課題は、「長期間にわたる資料・記録等の管理が必要であり、立証責任の転換や除斥期間・時効等の問題とも関連する」¹¹⁾ため、執行上の問題である。

厚生労働省の調査によると、2014年の日本人の平均寿命は女性86.83歳、男性80.50歳であった。例えば、特定贈与者が60歳のときに、この制度を適用し、80歳で相続開始となると、適用期間は約20年間となる。すると20年という長期間にわたる贈与について、資料等の管理を行わなければならないこととなる。そうしなければ、適正な相続税の額を計算することがで

きないためである。これは課税庁にとっても、納税者にとっても、大きな負担となることは容易に想像することができる。

C. 時価の変動リスク

相続時精算課税選択届出書は撤回することができない。つまり、一度、本制度を選択した場合、二度と暦年課税制度に戻ることにはできないのである。このとき、納税者にとって懸念事項となるのが、時価の変動リスクである。

暦年課税制度における生前贈与加算と同様に、この制度の適用により贈与した財産は、相続税の計算上、贈与時の価額にて加算されることとなる。その財産の時価が下落した場合、結果的に本制度を適用することによって税負担が重くなることとなる。経済の先行き、将来の時価の変動を読み切ることは困難なことである。そのリスクを納税者がとらなければならないのであるが、長く続いたデフレ経済下においては、選択を躊躇する納税者も多かったのではないかと考えられる。

相続開始時から申告までの時価変動のように、相続税の仕組みにおいて時価の変動リスクは少なからず生ずるものである。しかしながら、本制度においてはそのリスクは長期的であり、影響の大きなものとなる可能性があり、問題となるものと考えられるのである。

D. 納税資金が不足する場合

本制度における贈与税は、相続税の前払税金の性格を有している。そのため、負担すべき税額は相続時まで確定しないということもでき、場合によっては相続時に納税の負担が生ずることとなる。また、相続時に財産の取得がない場合においても、本制度における財産を相続財産とみなされて相続税が課されることとなる。

結果として、財産の取得時から納税までの期間にブランクが生ずることが考えられる。すると、相続税の納税の際に、既に取得した財産が費消されている場合や、換金の困難な財産となっていることにより、事実上納税が不可能と

なる相続人が生じやすくなる、ということも考えられる。さらに、納税ができない場合、連帯納付義務により、他の相続人が負担することとなり、トラブルの種となることも考えられる。

E. 相続時精算課税適用者が特定贈与者より先に死亡した場合

本制度の適用者（子）が、特定贈与者（親）より先に死亡した場合に、税負担が重くなることが考えられる。適用者（子）の死亡により、適用者の子（孫）は、その適用者（子）が有していた本制度の適用による権利、義務を承継することとなる。そのため、その際に特定贈与者（親）からの贈与によって取得した財産は、適用者（子）の相続に係る相続財産に加算され、適用者の子（孫）にその相続税が課されることとなる。

次に、特定贈与者（親）が死亡したことにより、本制度に係る贈与財産は相続財産に加算され、本制度適用者となっている孫が、もう一度この財産に係る税負担を負うこととなる。

もし本制度の適用を受けていなければ、一度の税負担でよかったところ、適用を受けていたことにより、二度の負担を負うことになってしまうのである。

F. 税制改正の影響

前述のとおり、本制度は相続時まで、その税負担の額は確定しない。贈与の時から相続時までの期間が長期にわたることもある。その場合、税制の改正により、贈与時と相続時の税制が異なることも起こりうる。事実、平成25年度の税制改正における相続税の基礎控除の引下げ等は、本制度の適用者にとっては不利となる改正であったと言えるが、本制度適用時に、この改正を予測することは不可能である。「納税者の予測可能性が損なわれるとともに、税制の中立性も維持できないという問題が含まれている。」¹²⁾のである。

本制度を節税の観点で見ると、有利となるのが、相続財産が基礎控除以下となる場合であ

る。しかしながら、そのケースにおいても上記の税制改正のリスクを考慮すると、その有利性は危ういものになってしまう。

G. 暦年課税制度における基礎控除との違い

本制度における特別控除額は、累積的に活用するものである。前年以前の贈与税の計算において活用した特別控除額がある場合には、その金額を控除した残額が当年の計算において活用することのできる特別控除額となる。また、本制度に係る財産が相続財産に加算される相続税の計算時においては、この特別控除額相当の減額は行われない。

つまり、本制度における特別控除額は、相続税の前払税金に過ぎない贈与税の税負担を軽減する一時的な効果を有するだけであり、暦年課税制度における基礎控除のような課税除外規定ではない。

この点について、税負担の観点における暦年課税制度とのバランスの問題もあるが、より問題と考えられるのが、実質的には免税点が1円もないということである。理論上、どれほど少額な生前贈与であっても、贈与財産として計算しなければならないためである。

第IV章 贈与税の役割に関する一考察

第1節 相続税の補完税

A. 理論上の観点より（計算方法の比較）

従来、贈与税の役割として考えられてきているのは、相続税の補完税ということである。贈与税がその役割を十分に果たすことができず、生前贈与に対する課税に不備があった場合、格差の拡大をもたらすこととなる。シャベル勧告において、戦前の税制について「日本国内における巨富の急速な蓄積とその保全を助長している」と指摘されたことが、まさにそれである。

そのため、歴史的にみても、贈与税の役割として、相続税の補完税という点は重要な側面であるということができる。

そこで、この補完税としての機能について、

具体的な計算を用いて確認することとし、各課税方式について、すべての財産を相続により移転した場合と、贈与による移転を含めた場合とで比較を行う。

【前提】

- ・相続人は子1人とし、相続により、被相続人より1億円の財産を取得
- ・相続人は、相続開始前10年間、毎年1000万円の財産を贈与により取得
贈与税の除斥期間は6年であり、始めの4年間については課税漏れとなっている。

【参考】全額を相続により取得した場合

前提によれば、相続人は被相続人より総額2億円の財産を取得したこととなるが、その全額を相続により取得したとした場合の相続税の額は以下の通りである。

- ・合計課税価格 2億円
- ・基礎控除 3000万円 + 600万円 × 1人 = 3600万円
- ・課税遺産額 2億円 - 3600万円 = 1億6400万円
- ・相続税の総額 1億6400万円 × 40% - 1700万円 = 4860万円

(1) 暦年課税制度 (除斥期間あり)

まずは、現行の原則的な計算方式である、暦年課税制度について、確認することとする。この制度における贈与税の計算は、基本的に、贈与の年ごとに課税が完結する。ただし、相続開始前3年以内の贈与については、相続財産に加算されることとなっており、この部分については、相続税との一体化が図られた一定期間累積課税方式といえることができる。

①贈与税

※ここでは「特例贈与財産用」の税率表にて計算することとする。これは、直系尊属から20歳以上の子・孫などの直系卑属者に対する贈与を対象とするものである。また、除斥期間の経過により1年目～4年目までの贈与税は含めないものとする。

- ・10年間の贈与税額の合計
(1000万円 - 110万円) × 30% - 90万円 = 177万円
177万円 × 6 = 1062万円

②相続税

- ・合計課税価格 1億円 + 生前贈与加算3000万円 = 1億3000万円
- ・基礎控除 3000万円 + 600万円 × 1人 = 3600万円
- ・課税遺産額 1億3000万円 - 3600万円 = 9400万円
- ・相続税の総額 9400万円 × 30% - 700万円 = 2120万円
- ・贈与税額控除 177万円 × 3 = 531万円
- ・納付税額 2120万円 - 531万円 = 1589万円

- ③納税額の合計 1062万円 + 1589万円 = 2651万円

暦年課税制度においては、2651万円の納税額となり、すべての財産を相続により移転した場合の納税額4860万円に対し、納税額が大幅に少ないものとなっている。資産を分割して移転を行うことによる低い累進税率の適用の影響、除斥期間の経過による課税漏れの影響が、この金額の差に反映しているものと考えられる。

(2) 暦年課税制度 (除斥期間なし)

現行の暦年課税制度においては、前述のとおり、除斥期間経過による課税漏れの問題がある。そこで、この除斥期間がなかったと仮定した場合の金額について、確認することとする。

①贈与税

※ここでは「特例贈与財産用」の税率表にて計算することとする。これは、直系尊属から20歳以上の子・孫などの直系卑属者に対する贈与を対象とするものである。また、除斥期間がないため、1年目～4年目までの贈与税も含むものとする。

- ・ 10年間の贈与税額の合計
 $(1000万円 - 110万円) \times 30\% - 90万円 = 177万円$
 $177万円 \times 10 = 1770万円$

②相続税

- ・ 合計課税価格 1億円 + 生前贈与加算3000万円 = 1億3000万円
- ・ 基礎控除 3000万円 + 600万円 \times 1人 = 3600万円
- ・ 課税遺産額 1億3000万円 - 3600万円 = 9400万円
- ・ 相続税の総額 9400万円 \times 30% - 700万円 = 2120万円
- ・ 贈与税額控除 177万円 \times 3 = 531万円
- ・ 納付税額 2120万円 - 531万円 = 1589万円

- ③納税額の合計 1770万円 + 1589万円 = 3359万円

贈与税の除斥期間がなかったと仮定した場合、現行の暦年課税制度の税額に、贈与税4年分708万円が加わることとなる。しかしながら、すべての財産を相続により移転した場合の納税額4860万円に対し、3359万円の納税額となり、除斥期間はないものと仮定した場合においても、その納税額は大幅に少ないものとなる。

(3) 暦年課税制度について贈与税のみ累積課税制度とした場合

前述のとおり、除斥期間はないものと仮定する、極端な計算を行ったとしても、暦年課税制度においては、すべての財産を相続により移転した場合の納税額に比べて、贈与による移転を含めた場合の納税額は大幅に少ないものとなる。これは、暦年課税制度においては、贈与の年ごとに課税が完結するため、低い累進税率が適用されていることが主な要因である。

そこで、贈与税について一生累積課税方式とする方法が考えられる。これは、シャベル勧告に基づく改正により導入された方式であり、相

続税と、生前贈与について一生累積課税方式により計算した贈与税との二本立ての税制である。

ここでは、便宜的に、現行の税率を適用し、生前贈与加算は3年で計算することとする。

①贈与税

- ・ 1年目 $(1000万円 - 110万円) \times 30\% - 90万円 = 177万円$
- ・ 2年目 $(2000万円 - 110万円) \times 45\% - 265万円 = 5,855,000円$
 $5,855,000円 - 177万円 = 4,085,000円$
- ・ 3年目 $(3000万円 - 110万円) \times 45\% - 265万円 = 10,355,000円$
 $10,355,000円 - 5,855,000円 = 4,500,000円$
- ・ 4年目～7年目

上記と同様に、その年に贈与された財産に前年以前に贈与された財産を加算した金額を課税価格として贈与税額を計算し、前年以前に納めた贈与税額の合計額を控除することにより、その年に納めるべき贈与税額を計算する方法である。

そのため、贈与税の総額は、贈与のあった最終年の税額となるため、ここでは途中期間の計算は省略することとする。

- ・ 8年目 $(8000万円 - 110万円) \times 55\% - 640万円 = 36,995,000円$
 $36,995,000円 - 31,495,000円 = 5,500,000円$
- ・ 9年目 $(9000万円 - 110万円) \times 55\% - 640万円 = 42,495,000円$
 $42,495,000円 - 36,995,000円 = 5,500,000円$
- ・ 10年目 $(1億円 - 110万円) \times 55\% - 640万円 = 47,995,000円$
 $47,995,000円 - 42,495,000円 = 5,500,000円$

②相続税

- ・ 合計課税価格 1億円 + 生前贈与加算3000万円 = 1億3,000万円
- ・ 基礎控除 3000万円 + 600万円 \times 1人 = 3600万円
- ・ 課税遺産額 1億3000万円 - 3600万円 = 9400万円

- ・相続税の総額 $9400 \text{万円} \times 30\% - 700 \text{万円} = 2120 \text{万円}$
- ・贈与税額控除 $550 \text{万円} \times 3 = 1650 \text{万円}$
- ・納付税額 $2120 \text{万円} - 1650 \text{万円} = 470 \text{万円}$

③納税額の合計 $47,995,000 \text{円} + 470 \text{万円} = 52,695,000 \text{円}$

贈与税のみの累積課税制度については、「贈与税に一生を通じる累積課税制度を導入したとしても、生前贈与と相続とに課税制度が分かっているだけで、贈与税、相続税で二回控除を受け、低い累進税率が適用されることとなる。」¹³⁾ ため、二回の基礎控除、低い累進税率の適用により、すべての財産を相続により移転した場合の納税額に比べて、納税額が少なくなる可能性がある。この事例においては、現行の暦年課税制度における税率を使用しているため、納税額が多くなっている。これは、暦年課税制度の税率が相続税の税率よりも高く設定されていることが原因である。実際に導入されるとした場合には、その税率はより低いものになると考えられる。

(4) 相続時精算課税制度

前述のとおり、相続税と贈与税の二本立てとなっている場合、すべての財産を相続により移転した場合の納税額に比べて、贈与による移転を含めた場合の納税額が少ないものとなる可能性がある。そのため、これらを同等にするためには、相続税と贈与税を一体化する必要がある。

そこで、現行の課税方式の1つであり、相続税と贈与税の一体化が図られた、相続時精算課税制度について確認することとする。

①贈与税

- ・1～2年目 $1000 \text{万円} - 1000 \text{万円} = 0 \text{円}$
- ・3年目 $(1000 \text{万円} - 500 \text{万円}) \times 20\% = 100 \text{万円}$
- ・4～10年目 $1000 \text{万円} \times 20\% = 200 \text{万円}$
- ・10年間の贈与税額の合計 1500万円

②相続税

- ・合計課税価格 $1 \text{億円} + \text{生前贈与加算} 1 \text{億円} = 2 \text{億円}$
- ・基礎控除 $3000 \text{万円} + 600 \text{万円} \times 1 \text{人} = 3600 \text{万円}$
- ・課税遺産額 $2 \text{億円} - 3600 \text{万円} = 1 \text{億} 6400 \text{万円}$
- ・相続税の総額 $1 \text{億} 6400 \text{万円} \times 40\% - 1700 \text{万円} = 4860 \text{万円}$
- ・贈与税額控除 1500万円
- ・納付税額 $4860 \text{万円} - 1500 \text{万円} = 3360 \text{万円}$

③納税額の合計 $1500 \text{万円} + 3360 \text{万円} = 4860 \text{万円}$

相続時精算課税制度においては、相続税と贈与税の一体化が図られた、一生累積課税方式であるため、すべての財産を相続により移転した場合の納税額と同額の納税額となっている。そのため、相続税の補完税という観点においては、理論的に整合性のとれた計算方式といえることができる。

しかしながら、この制度は、相続時に精算を行う方法であるため、その適用対象者は原則的に推定相続人に限られることとなる。そのため、推定相続人以外の者に対する生前贈与については適用することができないのである。この点が、同じ一生累積課税方式である、シャープ税制における累積取得税方式との相違点である。

現行の相続時精算課税制度における適用対象者は、贈与者は60歳以上、受贈者は20歳以上の推定相続人である直系卑属及び孫となっている。

シャープ税制における累積取得税方式においては、すべての贈与者、受贈者が対象となっている。

これは精算がどのタイミングで行われるかが影響しており、相続時精算課税制度は相続時に精算が行われ、シャープ税制は贈与、相続は関係なく、資産の移転の都度、精算を行う計算方式となっているためである。

相続時精算課税制度では、相続時のみの精算であるため、本来は推定相続人のみを対象とするべきである。そのため、平成25年度税制改正により、推定相続人ではない孫が加えられているが、相続時の精算である以上、推定相続人のみを対象とする必要がある。

一方、「シャープ税制では、財産が移転するときの取得税は、最終的に相続が起ころうが起ころまいがその都度精算されるのであるから、特定の二者間の財産の移転が何回行われようが、相続に関係なからうが、一回限りであろうが、また、親子間であろうが、兄弟間、夫婦間、そして他人同士であったとしても同じ計算の仕組みであり、論理的に成り立つものである。どのような二者間の財産移転であっても税は精算されるからである。(中略)

シャープ税制においては、法定相続人に対する財産移動か、法定相続人以外に対する財産移転かどうかは問題ではない。それが一度限りであっても問題はない。その都度精算されるからである。これに対して、相続時精算課税制度の場合は相続時に精算されるので、相続に関連しない財産移転はこの制度には入り込むことができないことになる。」¹⁴⁾

また、はじめの贈与から相続までの間に、その家族構成は変化する可能性があるため、推定相続人のみを対象としてしまうと、対象者が推定相続人ではなくなったり、その逆があったりすることにより、制度が不安定なものになってしまう可能性がある。

そのため、相続税の補完税という観点より、相続税と贈与税の一体化を図ろうとした場合、理論の上で最もふさわしいと考えられるのは、資産の移転の都度精算を行い、適用対象者をすべての受贈者とするシャープ税制における累積取得税方式ということとなる。

(5) シャープ税制における累積取得税方式

前述のとおり、相続税と贈与税の一体化を図ろうとした場合、シャープ税制における累積取得税方式が、理論上最も整合性のとれたもの、

ということとなるが、具体的にその計算方法について確認することとする。

この制度においては贈与税の計算においても、相続税と同じ税率を利用することとしている。ここでは比較のため、現行の相続税の基礎控除、税率にて計算することとする。

①贈与税

- ・1～3年目 $1000\text{万円} - 1000\text{万円} = 0\text{円}$
- ・4年目 $(4000\text{万円} - 3600\text{万円}) \times 10\% = 40\text{万円}$
- ・5年目 $(5000\text{万円} - 3600\text{万円}) \times 15\% - 50\text{万円} = 160\text{万円}$
 $160\text{万円} - 40\text{万円} = 120\text{万円}$
- ・6年目 $(6000\text{万円} - 3600\text{万円}) \times 15\% - 50\text{万円} = 310\text{万円}$
 $310\text{万円} - 160\text{万円} = 150\text{万円}$
- ・7年目 $(7000\text{万円} - 3600\text{万円}) \times 20\% - 200\text{万円} = 480\text{万円}$
 $480\text{万円} - 310\text{万円} = 170\text{万円}$
- ・8年目 $(8000\text{万円} - 3600\text{万円}) \times 20\% - 200\text{万円} = 680\text{万円}$
 $680\text{万円} - 480\text{万円} = 200\text{万円}$
- ・9年目 $(9000\text{万円} - 3600\text{万円}) \times 30\% - 700\text{万円} = 920\text{万円}$
 $920\text{万円} - 680\text{万円} = 240\text{万円}$
- ・10年目 $(1\text{億円} - 3600\text{万円}) \times 30\% - 700\text{万円} = 1220\text{万円}$
 $1220\text{万円} - 920\text{万円} = 300\text{万円}$

②相続税

- $(2\text{億円} - 3600\text{万円}) \times 40\% - 1700\text{万円} = 4860\text{万円}$
- $4860\text{万円} - 1220\text{万円} = 3640\text{万円}$

③納税額の合計 $1220\text{万円} + 3640\text{万円} = 4860\text{万円}$

シャープ税制における累積取得税方式においては、一生累積課税方式であるため、相続時精算課税制度と同様に、すべての財産を相続によ

り移転した場合と同額の納税額となっている。

(6) まとめ (表1)

以上の計算から、理論的には、相続時精算課税制度やシャープ税制における累積取得税方式のような、一生累積課税方式が、全額を相続により取得した場合の税額と同額であるため、相続税の補完税としては、ふさわしいものといえることができる。そして、適用対象者の観点より、シャープ税制における累積取得税方式が、理論上最も整合性のとれたものといえることができる。

しかしながら、シャープ税制における累積取得税方式は、導入後数年で廃止されただけに、問題点も有している。

「世代間の生前の財産移転の促進策として理論的に問題がないのは、かつてシャープ勧告により創設された徹底的な取得者単位の累積課税方式による相続・贈与等の取得者課税方式しかないのは明らかである。ただし、この方式では、控除額あるいは免税点は低いものとならざるを得ないため、我が国のように、事業承継の優遇措置の要望の強いところでは、控除引上げの要望に耐え得ないものとなるであろう。また、仮装分割の難問にも再び直面することになって、税務執行の負担も大きくなるものと考えられる。」¹⁵⁾

このように、シャープ税制における累積取得税制度は、事業承継、仮装分割、執行面における問題点を有している。

B. 執行上の観点より

前述のとおり、相続税の補完税としての役割を注視した場合、一生累積課税方式が優れているといえるのであるが、相続時精算課税制度においては受贈者全員を適用対象者とすることができず、累積取得税方式においては仮装分割等の問題を有しており、そのいずれの方法においても、税務執行上の問題点がかかることとなる。マイナンバー制度の導入や、情報管理技術の向上に期待をするものではあるが、現段階においては、その執行は難しいといえることができる。

そのため、現段階においては、執行が容易な暦年課税制度を中心とした税制の中で、その補完機能を果たせるように、調整をしていくことが必要なものと考えられる。

その場合、暦年課税制度における問題点について、再度検討する必要がある。前述の判例にあるとおり、除斥期間経過による課税漏れの問題である。執行が容易であるとしても、高額な贈与に対する課税が漏れてしまうのは、過度な租税回避を許すこととなり、問題であるといえることができる。

相続税の調査の際に、過去の資産移転が確認され、その課税がされていないという状況について、まず不動産のように登記等の顕現行為を伴う財産については、そもそも課税庁はその登記があった時点において、その資産移転を確認することができ、課税漏れの問題は生じにくいものと考えられる。公正証書による契約日では

表 1

	贈与税	相続税	合計
全額を相続により取得した場合	0 円	4860 万円	4860 万円
暦年課税制度 (除斥期間あり)	1062 万円	1589 万円	2651 万円
暦年課税制度 (除斥期間なし)	1770 万円	1589 万円	3359 万円
贈与税のみ累積課税制度	4799.5 万円	470 万円	5269.5 万円
相続時精算課税制度	1500 万円	3360 万円	4860 万円
シャープ税制 累積取得税方式	1220 万円	3640 万円	4860 万円

なく、移転登記の時点において贈与が行われたとの判断がされた判例があるとおりである。

次に、登記のような顕現行為の伴わない、現金等の財産であるが、相続税の調査の時点において、その財産が費消されている場合とそうでない場合とで、区別して検討する必要がある。

現金等の財産が過去に移転していたとしても、相続税の調査の際にその財産が費消されていないのであれば、名義預金等の事実認定の問題に委ねられるが、相続財産としての課税が行われる余地は残されている。

しかしながら、現金等の財産が移転し、かつ、費消されている場合、相続財産としての課税は難しくなるものと考えられる。立替金か生前贈与かが争われた判例にあったとおりである。

この点が、暦年課税制度における、除斥期間の経過による課税漏れの問題として検討しなければならない点と考えられる。

この問題の対抗策として、財産債務調書や国外財産調書の提出制度とマイナンバー制度の活用が考えられる。

例えば、前年に提出された財産債務調書や国外財産調書と比べて、その年の預金残高が大幅に減少している場合、その原因の一つとして贈与の有無を課税庁として検討することができる。これまで相続税の調査の際に確認されることが主であったが、調書の活用により、贈与のあった時に、課税庁がその行為を把握することができるようになるものと考えられる。

マイナンバー制度についても、今後預金口座とのひも付けがされていくとすれば、上記調書と同様の活用が考えられ、さらに2つの制度が連携することにより、さらにその効果は強化されることとなるのである。

「国税通則法が改正され、銀行等に対し、マイナンバー（個人番号及び法人番号）によって検索できる状態で預貯金情報を管理する義務が課されることとなる。（中略）財産債務調書制度と連携して、預貯金情報の捕捉に資するものである。」¹⁶⁾

財産債務調書制度がマイナンバー制度と連携

することにより、納税者が提出した情報に対し、その裏づけとして銀行等が管理する預貯金情報を確認することができる。調書により、その者の所有する財産を網羅的に把握し、さらに、その移転について、これまで登記等の顕現行為を伴わなかった預貯金についても、各年におけるその増減を把握することができるのである。

これにより、前述の暦年課税制度の問題点である、除斥期間の経過による課税漏れについても、概ね対応が可能となるのではないかと考えられる。

また、現行の相続時精算課税制度については、適用対象者を限定した制度であることから、執行上の負担も一定程度に抑えることができているものと考えられ、これを維持することによって、理論上補完機能の優れた一生累積課税方式の執行上の経験の蓄積ともなり、有用なものと考えられる。

第2節 資産移転の促進

多額の金融資産を有する高齢者が著しく増加している現在においては、生前贈与によりその資産を早期に若年世代に移し、経済を活性化することが求められている。

「わが国の近時の社会経済状況をみると、多額の金融資産を有する高齢者が著しく増加している。その資産に対しては、その者の相続時に相続税として社会に還元する機会があるが、高齢化が進行する今日においては、その課税時期が後年に先送りされるとともに、相続人も高齢化する傾向にある。このため、中年・若年世代への資産移転が適宜・適切な時期に行われるという保障はなく、そのことによって資産の有効活用が図られず、ひいては経済の活性化の阻害要因になっているという見方がある。」¹⁷⁾

資産移転の促進を図る方法としては、贈与税の税負担を軽減することにつきるのであるが、格差が過度に増大しないようにするための配慮は必要である。

現行の暦年課税制度においては、生前贈与加

算の対象となる贈与について補完機能を維持し、その対象とならない贈与については、補完機能とは切り離して贈与税のみで課税関係を完結する、という考え方もある。格差の是正という点では、生前贈与加算によって、一定程度の補完機能が果たされており、その対象とならない贈与について、資産移転の促進が図れるように、税負担を軽減していく、という考え方である。

また、相続時精算課税制度においては、一生累積課税方式であり、一定の贈与については補完税と切り離していくとの考え方にはあてはまらない制度である。

「相続税との関係を重視せず、円滑な資産移転を容易にするという観点からは、累積課税方式を採用する積極的な意義はないと考えられる。」¹⁸⁾

そのため、資産移転の促進という点では、現行の暦年課税制度を活用していくことが良いものと考えられる。

現行の税制においては、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置1000万円、教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置1500万円、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税が定められている。また、事業承継の支援のため非上場株式等についての贈与税の納税猶予、農業後継者が農地等の贈与を受けた場合の納税猶予の特例が設けられている。

このように、資産移転の促進を図り、かつ、経済の活性化を図るためには、ただ税負担を軽減するというよりは、用途を定め、経済活動や消費活動へとつながるような軽減策を行うことがよいものと考えられる。

第3節 生前贈与加算の拡張

前述の通り、贈与税には相続税の補完税としての役割があり、理論上は累積課税方式がふさわしいのであるが、執行上の観点より、暦年課税制度を中心とした税制の中で、その役割を果たしていくことが必要となる。そこで、暦年課

税制度において、その補完税としての側面を担っている、生前贈与加算について検討することとする。

現行の税制における生前贈与加算とは、相続開始前3年以内に被相続人から贈与により取得した財産については、相続税の計算上、相続財産に加算する制度をいう。これは、相続又は遺贈により財産を取得している場合に限られる。

この加算が行われる理由は、「贈与税が相続税の補完税としての役割をもつ意味においては、課税された贈与税は、贈与者の相続開始に係る相続税の課税精算される必要があり、その趣旨に基づき、相続開始前3年以内の贈与財産の価額を相続税の課税価格に加算することとしたものである。」¹⁹⁾

現行税制は、少子高齢化という社会状況への対応として、非課税措置を拡充し、資産移転の促進を図る傾向にある。また、答申で述べられているように、生前贈与加算の対象とならない贈与については、相続税の補完という考え方は切り離して、贈与税のみで課税関係を完結していく方向へシフトし、贈与税の税率をさらに軽減していく可能性もある。

暦年課税制度は、その税率を高く設定することにより、生前贈与を抑制し、その補完税としての機能を果たしてきたことができる。しかしながら、経済政策上の非課税措置の拡充に加え、税率を軽減していく方向性が強まるとなると、その補完税としての機能が弱まりすぎてしまう可能性が考えられる。

そこで、生前贈与加算の対象とする期間を拡張することで、その補完機能の調整を図るという方法が考えられる。

期間を拡張することにより、相続に近いタイミングでの財産移転に対する課税を強化することとなる。これにより、早期の資産移転に対する税負担は軽減しながら、相続に近いタイミングでの資産移転に対しては、相続税の補完税としての機能を強化することができる。結果として、早期の資産移転に対するインセンティブになるものと考えられる。

また、諸外国における生前贈与加算の期間は、イギリス7年、ドイツ10年、フランス10年と、日本に比べ、長い期間が設定されており、諸外国との比較という観点においても、期間の拡張について、検討する余地はあるものと考えられる。

具体的に、その期間を何年にすべきか、という点については、7年程度とするのがよいのではないかと考えられる。

諸外国との比較の観点もさることながら、資産移転を早めようとの意図を促すインセンティブとなるようにするためには、7年程度の長期間とした方が、その効果が際立つものと考えられるためである。

一般的に、相続が発生し、申告書の提出後、税務調査が行われ、その際に生前贈与を含めた財産移転に関する確認が行われる。贈与税の除斥期間は現行6年とされていることから、調査により確認された生前贈与の除斥期間は、相続開始前5年頃までということとなる。

そのため、生前贈与加算の期間も5年程度にするという考え方もあるが、相続時精算課税制度においては、除斥期間経過後においても加算されることとなるため、暦年課税制度においても、除斥期間経過後の贈与が加算されることも問題とはならないのではないかと考えられる。

結論として、生前贈与加算の拡張について、相続開始前7年とすることを検討してもよいのではないかと考えられるのである。

第4節 生前贈与加算における基礎控除相当額の加算除外

現行の暦年課税制度においては、一定の課税除外規定が設けられている。年110万円の基礎控除である。

この課税除外の規定は、少額の贈与を課税の対象から除外することとなり、税務執行上、必要な規定であると考えられる。また、格差の是正という観点においても、少額の贈与については、その影響は少ないものと考えられるため、一定の課税除外の規定が設けられることに、問

題はないものと考えられる。

「この課税除外の定め方には、金額方式及び要件方式と呼ぶべき二つの方法がありうる。金額方式とは、一定期間ごとに一定額までの贈与等を課税除外とする方法である。例えば、アメリカの内国歳入法典二五〇三条b項は、年間課税除外を定めており、贈与の受取人一人当たり年一万ドルを課税除外とする。

要件方式とは、一定の要件を満たす贈与等を課税除外とする方法である。例えば、ドイツの相続税法一三条は、非課税財産を詳細に定めており、これに該当する贈与等は累積の対象にもならない。(中略)二つの方式とも、長所及び短所を有する。金額方式を採るアメリカにおいては、一万ドルの課税除外の枠が、資産家による生前の資産移転に利用されている。(中略)他方、ドイツのような要件方式においては、法が複雑化し、解釈問題が生じやすい。」²⁰⁾

日本の税制においては、110万円の基礎控除が金額方式の課税除外規定であり、扶養義務者相互間の生活費・教育費の贈与等の非課税規定が、要件方式のものといえることができる。これにより、少額の贈与に対しては無条件で課税をしないことにより、解釈問題は生じないこととなり、かつ、一定額以上の贈与であっても、課税すべきではないものを課税対象から除くことができる。このように金額方式、要件方式の併用となっている点については、現行の税制において、一定の理解が得られている部分であると考えられる。

しかしながら、この課税除外規定のうち、金額方式について、累積課税方式を採用している国と異なる点を有している。「累積的課税という仕組みにおいては、一定の贈与等について課税除外が設けられるのが普通である。この課税除外とは、単に贈与等の時に課税されないだけでなく、累積の対象にもならないことを意味する。」²¹⁾

つまり、生前贈与加算の対象となる部分の取扱いが異なるのである。暦年課税制度における生前贈与加算については、基礎控除の範囲内の

贈与についても、相続財産として加算されることとなっている。この点は、贈与税の計算と、相続税の計算における相違点として、納税者にとっても納得のしづらい点ではないかと考えられる。

そのため、贈与税の基礎控除110万円相当額は、生前贈与加算の対象から除外することを検討してもよいのではないかと考えられる。つまり、生前贈与加算における基礎控除相当額の加算除外である。贈与税の基礎控除110万円について、生前贈与加算の際にも適用し、相続税の計算上においても控除するということである。これにより、贈与税の計算において課税されていない基礎控除部分について、相続税の計算においても加算しないこととなり、同様の取扱いとすることができるのである。

そして、前述の生前贈与加算の拡張により、格差の是正を図りながら、この基礎控除相当額の加算除外により、資産移転の促進に資することができるのである。

おわりに

贈与税は、従来、相続税の補完税として、富の再分配による格差の是正を図ることを、その役割としてきた。この点は、今後、どのような社会状況となったとしても、維持すべき役割であるものと考えられる。生前贈与に対する課税に不備があった場合、格差の拡大をもたらすこととなるためである。これは、民主的な国家を維持する上で、その土台ともいべき役割である。

その上で、現在のような、少子高齢化という社会状況への対応のため、資産移転の促進のための税制の検討が行われる。

つまり、原則的な役割は相続税の補完であり、求められる効果は格差の是正である。そして、経済政策上の役割として、資産移転の促進があり、経済の活性化という効果があるものと、整理することができる。

この相続税の補完はどのような経済状況と

なったとしても果たされなければならない。一方、資産移転の促進は、経済状況が好転し、現役世代だけでも十分に資産を有し、十分な経済活動が行われるようになれば、贈与税がこの役割を担う必要はなくなるのである。

その上で、現在は、少子高齢化という特殊な社会状況であるため、格差の是正と経済の活性化という、ある意味、相反する2つの効果の両立を図らなければならないのである。

そのため、求められるのは、格差の是正を図りながら、経済の活性化も図ることができるような方法である。

そこで、私は、贈与税の基礎控除相当額を生前贈与加算から除外した上で、生前贈与加算の対象とする期間を現在の3年から7年へ拡張することを提言した。

この生前贈与加算の拡張は、生前贈与加算の期間を拡張するため、課税の強化であり、格差の是正に注力した側面を有している。しかしながら、相続に近いタイミングでの資産移転に対する課税を強化することにより、早期の資産移転を促進する効果も有しているのである。つまり、格差の是正を図りながら、経済の活性化も図ることができるような方法の一つとすることができる。

また、贈与税の基礎控除相当額を生前贈与加算から除外することにより、さらに資産移転を促進し、経済の活性化を図る税制へと移行することができるのである。

このように、税制を検討する際には、単純に課税を強化するか、緩めるか、という観点だけでなく、そこに付随してより多くの効果が得られるような制度を目指していくことが必要であると考えられる。その積み重ねの中で、我が国において、よりよい税制が構築されることを望むものである。

謝辞

最後に、本論文の完成まで多大なるご指導を賜った指導教授である松岡章夫先生、また、修士論文中間報告会や講義の中で貴重なアドバイ

スを頂いた増田正敏先生、渡辺正弘先生、吉田稔先生、松本俊治先生、その他諸先生方に対し、深く感謝の意を表すとともに、心よりお礼申し上げます。そして、論文作成を目指しお互

いに切磋琢磨した仲間、いつも支え応援してくれた勤務先と家族に対し、心より感謝の意を表すとともに、厚くお礼申し上げます。

注

- 1) 日本税理士会連合会「贈与税の機能と資産課税における役割について 平成25年度諮問」平成25(2013)年10月。
- 2) 橋本守次『ゼミナール相続税法 平成27年1月改訂』大蔵財務協会、平成27(2015)年、394ページ(以下、橋本『ゼミ』と略す)。
- 3) 橋本『ゼミ』、396ページ。
- 4) 金子 宏『租税法 第二十版』弘文堂、平成27(2015)年、607ページ。
- 5) 橋本『ゼミ』、760ページ。
- 6) 橋本『ゼミ』、761ページ。
- 7) 日本税理士会連合会税制審議会「贈与税の機能と資産課税における役割について 平成25年度諮問に対する答申」平成26(2014)年3月、4ページ(以下、『答申』と略す)。
- 8) 『答申』、3ページ。
- 9) 税務大学校『税大講本 相続税法(基礎編)平成27年度版』平成27(2015)年、57ページ。
- 10) 岩佐由加里「贈与税の在り方に関する研究——租税回避行為の防止を念頭に置いて——」『税務大学校論叢』第61号、平成21(2009)年6月号、395ページ。
- 11) 『答申』、4ページ。
- 12) 『答申』、5ページ。
- 13) 岩佐、前掲論文、466ページ。
- 14) 中牟田智朗「相続税と贈与税の一体化についての再検討」『かやのもり：近畿大学産業理工学部研究報告』第19号、平成25(2013)年、21ページ。
- 15) 橋本『ゼミ』、810-811ページ。
- 16) 上西左大信「財産債務調書制度の目的とマイナンバー制度との連携」『税理』第58巻第10号、平成27(2015)年8月号、29-30ページ。
- 17) 『答申』、1-2ページ。
- 18) 『答申』、4ページ。
- 19) 税務大学校、前掲書、30ページ。
- 20) 渋谷雅弘「相続税・贈与税の累積的課税」『藤田宙靖博士東北大学退職記念行政法の思考様式 初版』青林書院、平成20(2008)年、603-604ページ。
- 21) 同書、603ページ。

参考文献

A. 研究図書・学術書

1. 橋本守次『ゼミナール相続税法 平成27年1月改訂』大蔵財務協会、平成27(2015)年。
2. 金子 宏『租税法 第二十版』弘文堂、平成27(2015)年。
3. 池本征男・酒井克彦共著『三訂版 裁判例からみる相続税・贈与税』大蔵財務協会、平成25(2013)年。
4. 渋谷雅弘「相続税・贈与税の累積的課税」『藤田宙靖博士東北大学退職記念行政法の思考様式 初版』青林書院、平成20(2008)年。
5. 東京弁護士会『相続時精算課税の研究——失敗シミュレーション』第一法規、平成18(2006)年。
6. 大村 巍「相続税の誕生」『税務大学校論叢』第9号、昭和50(1975)年5月号。
7. 神野直彦「シャープ勧告における資産課税——相続税・贈与税を中心に——」『租税法研究』第12号、昭和59(1984)年10月号。
8. 岩佐由加里「贈与税の在り方に関する研究——租税回避行為の防止を念頭に置いて——」『税務大学校論叢』第61号、平成21(2009)年6月号。
9. 橋本守次「相続税はどのように変わってきたか(第1回)いわゆる『シャープ税制』以後を中心として」『税務QA』第100号、平成22(2010)年7月号。

B. 論文・雑誌

1. 菊地紀之「相続税100年の軌跡」『税大ジャー
2. 林 仲宣「連年贈与を行うスキーム」『税務

8. 品川芳宣「租税判例紹介・評釈 公正証書の形式を用いた贈与の履行時期(名古屋高裁判決平成10.12.25)」『税研』第15巻第2号, 平成11(1999)年9月号.
 9. 三木義一「贈与による財産取得の時期 名古屋高裁平成10年12月25日判決」『別冊Jurist 租税判例百選 第5版』第207号, 平成23(2011)年12月号.
 10. 林 仲宣, 竹内 進「判例・裁決事例に学ぶ 贈与税の理論と実際(第8回) 贈与の時期(公正証書作成と登記手続き)他」『税経通信』第63巻第5号, 平成20(2008)年5月号.
 11. 林 仲宣, 四方田彰, 小野木賢司「判例・裁決事例に学ぶ 贈与税の理論と実際(第2回) 贈与の事実(貸金)他」『税経通信』第62巻第14号, 平成19(2007)年11月号.
 12. 中牟田智朗「相続税と贈与税の一体化について——相続時精算課税制度とシャープ税制の比較研究」『近畿大学九州工学部研究報告』第32号 平成16(2004)年.
 13. 中牟田智朗「相続税と贈与税の一体化についての再検討」『かやのもり: 近畿大学産業理工学部研究報告』第19号 平成25(2013)年.
 14. 上西左大信「財産債務調書制度の目的とマイナンバー制度との連携」『税理』第58巻第10号, 平成27(2015)年8月号.
 15. 渋谷雅弘「相続税の本質と課税方式」『税研』第23巻第6号, 平成20(2008)年5月号.
 16. 岩下忠吾「実務家の視点から現行制度の問題点と一生累積課税等の改革案を検証 相続税改革の検証」『税研』第17巻第5号, 平成14(2002)年3月号.
 17. 岩下忠吾「3年以内贈与と相続時精算課税制度について検討 現行法における生前贈与に対する贈与税」『税研』第29巻第3号, 平成25(2013)年9月号.
 18. 田中 治「相続税・贈与税一体化による資産移転」『税経通信』第58巻第1号, 平成15(2003)年1月号.
 19. 平川忠雄「相続税・贈与税一体化議論の動向」『租税研究』第640号, 平成15(2003)年2月号.
 20. 水野忠恒「相続税の根拠と課税方式の変遷」『税研』第23巻第6号, 平成20(2008)年5月号.
 21. 神川和久「シャープ勧告の再考」『税大ジャーナル』第9号, 平成20(2008)年10月号.
 22. 奥谷 健「相続税の課税根拠と課税方式」『税法学』第561号, 平成21(2009)年5月号.
 23. 加藤 浩「資産課税改革の動向と展望——相続税・贈与税に係る論点をめぐって——」『レファレンス』第63巻第10号, 平成25(2013)年10月号.
 24. 日本公認会計士協会「『相続・贈与に係る税制について——相続税と贈与税の一体化の方向性——』について」『JICPAジャーナル』第596号, 平成17(2005)年3月号.
- C. 判例
1. 名古屋地裁平成10年9月11日判決(平成9年(行ウ)第7号「LEX/DBインターネットTKC法律情報データベース」文献番号28040533).
 2. 名古屋高裁平成10年12月25日判決(平成10年(行コ)第34号「LEX/DBインターネットTKC法律情報データベース」文献番号28040534).
 3. 最高裁平成11年6月24日判決(平成11年(行ツ)第90号「LEX/DBインターネットTKC法律情報データベース」文献番号28071262).
 4. 静岡地裁平成17年3月30日判決(平成12年(行ウ)第15号「LEX/DBインターネットTKC法律情報データベース」文献番号28102022).
 5. 静岡地裁平成17年3月30日判決(平成12年(行ウ)第16号「LEX/DBインターネットTKC法律情報データベース」文献番号28102023).
 6. 静岡地裁平成17年3月30日判決(平成12年(行ウ)第17号「LEX/DBインターネットTKC法律情報データベース」文献番号28102024).
 7. 東京高裁平成18年1月25日判決(平成17年(行コ)第133号「LEX/DBインターネットTKC法律情報データベース」文献番号25450472).
 8. 最高裁平成19年9月20日判決(平成18年(行ツ)第99号「LEX/DBインターネットTKC法律情報データベース」文献番号25463451).
- D. その他
1. 日本税理士会連合会「贈与税の機能と資産課税における役割について 平成25年度諮問」平成25(2013)年10月.
 2. 日本税理士会連合会税制審議会「贈与税の機能と資産課税における役割について 平成25年度諮問に対する答申」平成26(2014)年3月.

3. 「シャープ使節団日本税制報告書」『シャープの税制勧告』霞出版社 昭和60(1985)年9月.
4. 国税庁ホームページ タックスアンサー「No. 4402 贈与税がかかる場合」平成27年4月1日現在法令等.
5. 税務大学校税大講本『相続税法(基礎編)平成27年度版』平成27(2015)年.
6. 国税庁ホームページ 統計情報「統計年報 贈与税」平成25(2013)年.
7. 財務省「相続税法の改正」『平成25年度税制改正の解説』.
8. 日本公認会計士協会「相続・贈与に係る税制について——相続税と贈与税の一体化の方向性——」『租税調査会研究報告』第13号, 平成16(2004)年12月.